



令和3年9月から建設工事等入札参加資格申請に係る 事務手続関係書類について押印を省略できます

新型コロナウイルス感染拡大の防止、デジタル時代を見据え、提出される方の手続の簡素化、迅速化を目的として、建設工事等入札参加資格申請に係る事務手続関係書類について押印を省略できるようになります。

1 押印を省略できる手続

- ・入札参加資格申請（定期審査、追加審査、中間審査）
- ・入札参加資格審査申請書記載事項変更（変更届）
- ・入札参加資格承継承認申請

*今までどおり、押印した書類の提出も可能です。

2 押印を省略できる書類

別紙「押印省略対象書類一覧」のとおり

3 書類の提出方法

郵送（持参）に加えて「ながの電子申請サービス」を利用した提出とします。

*今までどおり、郵送又は持参での提出も可能です。

4 適用日

令和3年9月1日以降に県に提出いただくものから対象とします。

5 その他

建設工事等入札参加資格申請時の審査書類として、これまで原本による提出を求めていた一部の書類（納税証明書等）については本取扱いの適用日以降、写しによる提出を可能とします。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

©長野県アルクマ

建設部建設政策課技術管理室

（室長）栗林 一彦 （担当）鹿島 悠太

電話：026-235-7313（直通）

026-232-0111（代表）内線 3347

FAX：026-235-7482

メール：gijukan@pref.nagano.lg.jp